

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第21号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>別表第10（第23条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>トリクロロエチレン</td><td>1 リットルにつき<u>0.1ミリグラム</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">備考</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	略		トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.1ミリグラム</u>	略		備考		略		<p>別表第10（第23条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>トリクロロエチレン</td><td>1 リットルにつき<u>0.3ミリグラム</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">備考</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	略		トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.3ミリグラム</u>	略		備考		略	
略																					
トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.1ミリグラム</u>																				
略																					
備考																					
略																					
略																					
トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.3ミリグラム</u>																				
略																					
備考																					
略																					

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に設置されている香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第 1 号）第 2 条第 8 項の汚水等排出施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水のトリクロロエチレンについての同条例第24条第 1 項に規定する排水基準は、この規則の施行の日から 6 月間は、改正後の香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。